

# 性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

被害が潜在化しやすい犯罪被害者への支援の必要性

従来、各都道府県警察が設置している性犯罪被害相談電話では、都道府県警察ごとに個別の電話番号が設けられていたところ、相談窓口の認知度の向上や相談しやすい環境の整備等を図る必要。



性犯罪被害相談電話に係る全国共通番号の適切な運用

- 性犯罪被害者がより相談しやすい体制を構築するため、
- 各都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル「#8103（ハートさん）」の運用
  - 「#8103（ハートさん）」の広報推進による国民への更なる周知
  - 性犯罪被害相談電話の全国無料化を実施する。

**#8103 (ハートさん)**  
**性犯罪被害相談電話**  
あなたの心（ハート）に寄り添う相談電話があります  
あなたの声をしっかりと受け止めます

● この番号にダイヤルしていただくと、発信場所を管轄する都道府県警察の性犯罪被害相談電話につながります。  
● 土日、祝日及び執務時間外は、当直や音声案内等に対応しています。

全国警察本部 性犯罪被害相談電話  
ハートさん

警察庁  
National Police Agency

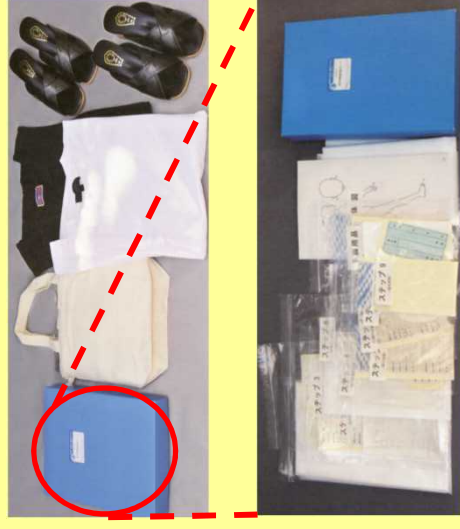
## 性犯罪捜査体制の整備

### 取組

性犯罪は、被害が潜在化することが多く、また、捜査により被害者に大きな精神的負担を与え得ることから、その特徴や被害者の心情等に係る知見を踏まえた捜査を推進することが重要

- 性犯罪捜査を担当する係への女性警察官の配置
- 女性警察官等の性犯罪指定捜査員への指定
- 性犯罪捜査に従事する警察官等を対象とした研修
- 警察署への性犯罪証拠採取セットの整備
- 医療機関における性犯罪証拠採取キットの整備

#### 性犯罪証拠採取セット



# 子供の性被害に係る対策

【通し番号17】

## 1. 子供の性被害とは

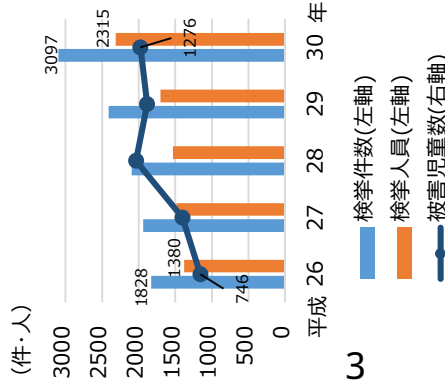
児童買春、児童ポルノの製造等

児童の性に着目した営業による児童福祉法違反等

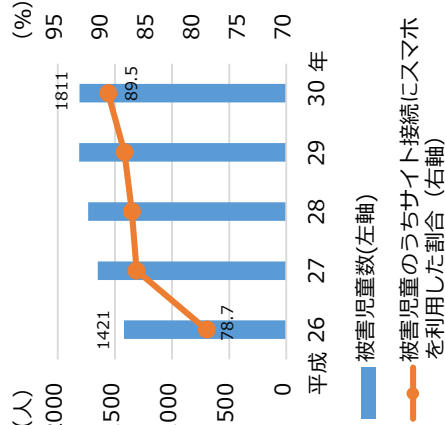
その助長行為

## 2. 子供の性被害をめぐる情勢

児童ポルノ事犯



SNSに起因する児童買春等の事犯



- いわゆる「JKビジネス」等児童の性を売り物とする営業の出現
- 低年齢児童を被害者とする悪質な事件の発生
- 子供の性被害に対する国際社会の動向
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を視野に入れた取組の推進

## 3. 子供の性被害防止プラン策定の経緯

閣議決定（平成28年3月）

28年4月以降、関係府省庁間の総合調整を、国家公安委員会が行うことに。

犯罪対策閣僚会議（平成28年4月）

関係府省庁局長級会議の開催を申合せ。

局長級会議等（平成28年4月～）

プラン策定に向け、関係府省庁局長級会議等において検討を行った。

犯罪対策閣僚会議（平成29年4月18日）

プランを策定。定期的なフォローアップを予定している。

## 4. 子供の性被害防止プランの構成

6本の柱ごとに、合計88の施策を掲載。

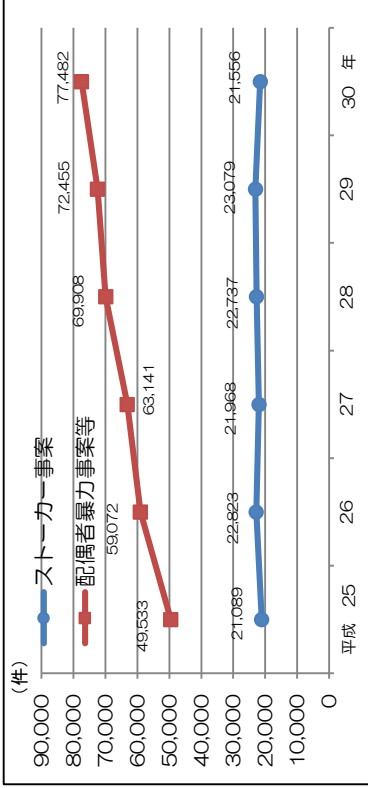
1. 児童の性的搾取等の撲滅に向けた国民意識の向上及び「国民運動の展開並びに国際社会との連携の強化」
2. 児童が性的搾取等の被害に遭うことなく健やかに成長するための児童及び家庭の支援
3. 児童の性的搾取等に使用されるツール等に着目した被害の予防・拡大防止対策の推進
4. 被害児童の迅速な保護及び適切な支援の推進
5. 被害情勢に即した取締りの強化と加害者の更生
6. 児童が性的搾取等の被害に遭わない社会の実現のための基盤の強化

# ストーカー事案・配偶者暴力事案等への対応

【通し番号43、46】

## 現 状

### ストーカー事案・配偶者暴力事案等の相談等件数



※平成30年中の相談等件数は、いずれも高水準で推移  
○重大事案に急展開するおそれ ○都道府県警察の負担増

### 主な対応策

- 人身安全関連事案対応処体制による迅速・的確な対応
- この種事案に的確に対処するためには、事案の各段階で関係機関等が連携して対策や支援を行うことが必要不可欠

改正ストーカー規制法 (H29.1.3施行 ※一部規定はH29.6.14施行)

国・地方公共団体が努めるべき措置として、実態把握、人材養成・資質向上、教育活動等、民間団体との連携協力を追加 (12条)

### ストーカー総合対策 (H29.4.24改訂 ストーカー総合対策関係庁会議)

- |                       |                   |
|-----------------------|-------------------|
| 1 被害者等からの相談対応の充実      | 2 被害者情報の保護の徹底     |
| 3 被害者等の適切な避難等に係る支援の推進 | 4 調査研究、広報啓発活動等の推進 |
| 5 加害者対策の推進            | 6 支援を図るための措置      |

### 女性活躍加速のための重点方針2019 (R1.6.18すべての女性が輝く社会づくり本部)

女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現

「ストーカー総合対策」に基づき、ストーカー被害の未然防止・拡大防止に関するリーフレットの作成・配布、被害者等の安全を確保するための一時避難に係る経費の一部の補助等の取組を推進する。

## 令和2年度概算要求

### 未然防止

#### ストーカー予防のための教育・啓発

ストーカー事案を発生させないための予防啓発を行うことが必要

生徒対象啓発パンフレット、被害者等対象リーフレット、加害者対象リーフレットの作成等

#### 情報通信基盤の機能強化

現場での迅速・的確な対応による被害者の安全確保が必要

データ端末の照会機能の強化

### 被害拡大防止

#### 被害者等の一時避難の支援

危険性が高い事案は、被害者を緊急に一時避難させることが必要

宿泊施設等の利用費用の補助

#### 安全確保のための資機材の整備

自宅や職場等への押し掛け等、被害者の安全を確保することが必要

ストーカー被害者へ貸与するカメラシステムの充実・整備

### 再発防止

ストーカー加害者に関する地域精神科医療との連携

ストーカー加害者の執着心や支配意識を取り除き、行為を沈静化させることが必要

ストーカー事案加害者に関する地域精神科医療機関等からのアドバイス